

県高P安全互助会共済制度のあらまし

会 員 資 格

県高P連加盟の単Pの会員で、かつ、独立行政法人日本スポーツ振興センター（スポーツ振興センター）に加入している保護者が対象です。

会 費 の 額

生徒一人あたりの年間の会費は以下のとおりです。

- 全日制 **500円**（内訳 420円（共済掛金）＋80円（その他会費））
- 定時制 **250円**（内訳 210円（共済掛金）＋40円（その他会費））
- 通信制 **80円**（内訳 60円（共済掛金）＋20円（その他会費））

※共済掛金は、共済金の給付や安全啓発活動などの共済事業に充てる費用です。

※その他会費は、県高P安全互助会を運営するに必要な事業費、管理費に充てる費用です。



給付の内容

共済金の給付対象と給付金は次の表のとおりです。

共済金の区分	補 償 内 容	共 済 金 額
①死亡共済金	学校の管理下における活動中の傷害により死亡したとき又は突然死の場合、及び通学中において死亡したとき	200万円（突然死の場合、及び通学中において死亡したときは半額）
②後 遺 障 害 共 済 金	学校の管理下における活動中の傷害により、身体障害の状態（後遺障害）となったとき	スポーツ振興センターの災害給付額の3分の1の金額
③傷病共済金	学校の管理下における活動中の傷害により、入院又は通院したとき	スポーツ振興センターの災害給付額が8万円以上のものについて、その3分の1の金額。ただし、上限30万円
④弔 慰 金	生徒が死亡したとき	10万円

※①②③はいずれもスポーツ振興センターが災害給付を行った場合に限ります。

※具体的には共済規程に従います。

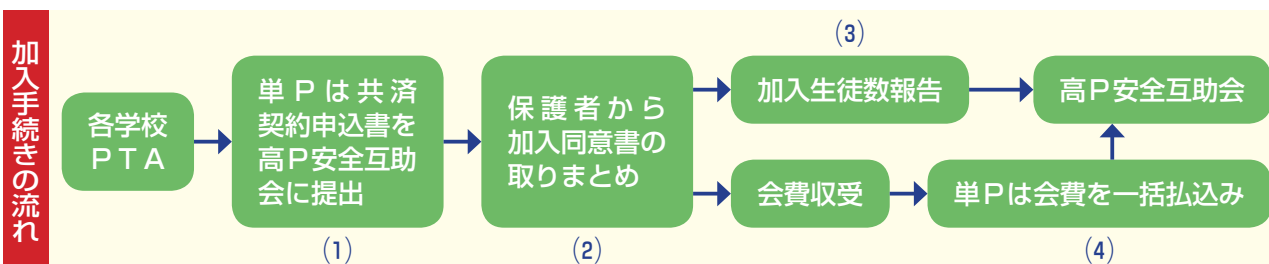
共済加入の手続き

(1) 共済契約申込書の提出（3月20日までに提出）

各学校（単P）は、共済契約申込書を高P安全互助会事務局に提出してください。

(2) 保護者の加入同意書の取りまとめ

各学校（単P）は、保護者からの加入同意書を取りまとめて、各学校（単P）ごと一括して申し込んでください。原則、**全員**から加入していただくようお願いします。



(3) 加入者報告書の提出（6月20日までに提出）

各学校（単P）は、加入者数報告書と加入者名簿（生徒名簿）を高P安全互助会事務局に提出してください。

(4) 会費の納入（6月20日までに払込）

各学校（単P）は、会費を一括して高P安全互助会の口座へ払い込んでください。

平成29年 5 月 23 日

保護者の皆様

新潟県立五泉高等学校
P T A 会長 阿部 正人
校 長 吉井 裕也

新潟県高等学校 P T A 安全互助会の加入について

新緑の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、4 月にもご案内させていただいたとおり、新潟県高等学校 P T A 連合会では、会員の皆様より会費を納めていただくことで、共済金の給付事業を行っております。そのため、新潟県高等学校 P T A 連合会と新潟県高等学校長協会としても、独立行政法人日本スポーツ振興センターと併せて全員の加入をお願いしています。加入は任意であります、趣旨をご理解いただき、ぜひご加入くださいますようお願いいたします。

年会費500円の徴収については、事務手続きの関係上、スポーツ振興センターと同じ形式をとり、4 月の学校徴収金として一括徴収させていただきました。(加入されない場合は、後日、返金させていただきます。)

つきましては、下記「共済加入同意書」を 5月31日(水)までに 学級担任にご提出くださいますようお願いいたします。なお、昨年度までは毎年同意書の提出をお願いしておりましたが、今年度より、今回の提出をもって、在学期間中の加入に同意されたものとしますので、ご承知おきください。

担当：教頭 山田 TEL：0250-43-3574

----- キリトリ -----
第 2 号様式

共 済 加 入 同 意 書

平成29年 5 月 日

新潟県立五泉高等学校
P T A 会長 様

保護者 住 所

氏 名 (印)

一般社団法人新潟県高等学校 P T A 安全互助会共済規程・事業方法書第 8 条第 2 項の規定に基づき、共済契約について、在学期間中加入することに同意します。

記

学校名	新潟県立五泉高等学校		課 程	全 日 制
生 徒 氏 名	学 年	番 号	備 考	

※ 5 年間保存

(生徒→学級担任→担当)